

V

諸規程

- 学位規程
- 履修規程
- 大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位等認定に関する取扱規程
- 科目等履修生規程
- 学都仙台単位互換ネットワークに関する取扱規程
- 外国人留学生規程
- 公認欠席規程
- 納付金等規程
- 再入学規程
- 除籍及び復籍規程
- 障がいのある学生に対する修学支援規程
- 学生表彰規程
- 学生懲戒規程
- 図書館利用規程

仙台青葉学院大学 学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学（以下「本学」という。）学則第38条第2項の規定に基づき、学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士とする。

(授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、学位を授与すべきものと認めたる者には、卒業証書・学位記を授与する。

(専攻分野の付記)

第5条 学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学部	学科・専攻	専攻分野の名称
看護学部	看護学科	学士（看護学）
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻	学士（理学療法学） 学士（作業療法学）

(学位の名称)

第6条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「仙台青葉学院大学」と付記する。

(学位授与の取消)

第7条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会及び運営協議会の議を経て学位を取り消し、卒業証書・学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(卒業証書・学位記)

第8条 卒業証書・学位記の様式は、別紙様式のとおりとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て学長が理事会に上申し、理事会が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

仙台青葉学院大学 履修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学学則（以下「学則」という。）第22条第4項、第24条第2項及び第37条第2項の規定により、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 各授業科目の名称、単位数及び必修・選択の別等は、別表第一のとおりとする。

(単位の修得)

第3条 単位を修得するには、各授業科目所定の時間数を履修し、成績評価において合格の判定を受けなければならない。

(履修の登録)

第4条 履修する授業科目は、前期及び後期の所定の期日までに登録を行わなければならない。

2 登録を行わなかった授業科目は、履修することができない。

3 履修登録変更期間後の変更は認めない。

(履修登録の制限)

第5条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

(1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

(3) 同一時限の重複する授業科目

2 履修登録の上限については、学則第22条第2項及び第3項の規定に基づき、別に定める。

(試験)

第6条 試験は、定期試験及び随時試験とする。

2 定期試験は、その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。

3 随時試験は、規定の授業回数終了後、定期試験の期間以外に行う。

4 第1項の試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、学修成果物による試験又は論文試験により、授業科目ごとに行う。

5 次の各号に該当する授業科目は、試験を受験することができない。

(1) 当該授業科目の履修登録をしていない場合

(2) 当該授業科目の一般欠席時間数が総時間数の3分の1を超える場合

(3) 当該授業科目の一般欠席時間数と公認欠席時間数を合計した時間数が、総時間数の2分の1を超える場合

(成績評価等)

第7条 成績は、前条の試験のほか、授業時間内に行う臨時試験、課題レポート、発表、討論、成果物、態度等（以下「臨時試験等」という。）を勘案して評価する。

2 成績評価方法は、シラバスにあらかじめ示す。

3 成績評価は、下表のとおり、秀（AA）、優（A）、良（B）及び可（C）を合格とし、不可（D）、評価不能（E）を不合格とする。また、それぞれの成績評価に対してグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与する。

判定	成績評価	点数	GP
合格 (単位認定)	秀 (AA)	90点以上	4
	優 (A)	80点以上90点未満	3
	良 (B)	70点以上80点未満	2
	可 (C)	60点以上70点未満	1
不合格 (単位認定不可)	不可 (D)	60点未満	0
	評価不能 (E)	(1) 前条第5項に該当する科目 (2) 資格取得に係る実習で、各学科が授業科目ごとに定める時間数を満たさない場合	0

なお、第9条の再試験で合格の場合の成績評価は、可（C）、GPは1ポイントとする。

4 履修登録した各授業科目の単位数に当該授業科目のGPを乗じた値を、履修登録した全授業科目について総計し、その値を履修登録した授業科目の総単位数で除して算出する平均値をグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）という。GPAの活用方法等については、別に定める。

5 成績評価及びGPAは、成績通知表をもって通知する。

(追試験)

第8条 次項第1号又は第2号に該当する事由で欠席した学生は、追試験願を提出することで追試験を行う。

その他の事由により、試験を受験することができなかった学生に対しては、追試験の願い出を仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学教務委員会（以下「教務委員会」という。）で審議し、教授会に諮って、受験を認めた場合に限り追試験を行う。

2 前項の規定により、追試験の受験を希望する学生は、所定の期日までに追試験願を提出しなければならない。この場合、次に掲げるいずれかの欠席事由により、信憑書類を添付しなければならない。

(1) 傷病の場合

(2) 公認欠席規程第3条第2号、第4号から第6号までに該当する場合

(3) その他

3 追試験の実施日時は、担当教員が定める。

4 追試験は、当該受験許可が与えられた学生に対し、1回のみ実施する。

5 追試験における点数は、原則として試験に準ずる。

(再試験)

第9条 成績評価が不可（D）となった学生に対しては、担当教員が認めた科目に限り、再試験を行う。

2 試験を欠席し、前条の事由による追試験が認められなかった学生に対しては、教務委員会及び教授会が

V 諸規程

認められた場合に限り再試験受験を認める。

- 3 当該受験許可が与えられた学生は、所定の期日までに1科目当たり2,000円の受験料とともに再試験願を提出しなければならない。
- 4 再試験の実施日時は、担当教員が定める。
- 5 再試験は、当該受験許可が与えられた学生に対し、原則として1回のみ実施する。
- 6 再試験結果に基づいた成績評価は、取得した点数に関わらず60点（可（C））を上限とする。

（不正行為）

第10条 試験（追試験を含む。）において不正行為を行った学生に対しては、学則第43条により懲戒するほか、試験の受験及び成績の評価は、次のとおりとする。

- (1) 不正行為に係る受験科目の評価を不可（D）とし、再試験は認めない。
 - (2) 当該学期期間中に成績評価する授業科目の評価を全て不可（D）とし、再試験は認めない。ただし、当該不正行為に係る科目以外の学外で実施される実習科目及びその実習指導に関する科目で、各学科で定めるものは除外する。
- 2 再試験における不正行為も前項に準じる。
 - 3 成績評価に係る臨時試験等において不正行為があった場合は、その都度教務委員会で審議する。
 - 4 前3項に規定するもののほか、試験において不正行為を行った学生に対する処分等について必要な事項は、別に定める。

（卒業）

第11条 学則第36条の定めのとおり、卒業するためには、修業年限以上在学し、所定の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の卒業の時期は、学年末とする。ただし、卒業延期になった学生が前期に卒業に必要な単位を修得した場合は、学年末を待たず前期末（9月）の卒業を認める。

第2章 看護学部 看護学科

（授業科目等）

第12条 看護学科の学生は、第2条に規定する授業科目の単位を、必修科目115単位、教養科目の選択科目から5単位以上、専門基礎科目又は専門科目の選択科目（「疫学」、「保健情報論」、「救急救命学」、「クリティカルケア看護学」、「リハビリテーション論」、「国際看護論」、「公衆衛生看護学概論」）から4単位以上修得しなければならない。

- 2 保健師国家試験受験資格を取得するには、前条及び前項の要件を満たすほか、専門基礎科目の選択科目から「疫学」、「保健情報論」、専門科目の「公衆衛生看護学」を含む135単位以上修得しなければならない。
- 3 養護教諭二種免許状を取得するには、前条及び前2項の要件を満たすほか、教養科目の選択科目から「日本国憲法」、「健康スポーツⅠ」、「健康スポーツⅡ」を修得しなければならない。

（履修要件）

第13条 次の授業科目を履修する学生は、当該各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 「基礎看護学実習Ⅱ」

「看護学概論」、「基礎看護技術Ⅰ」、「基礎看護技術Ⅱ」及び「基礎看護学実習Ⅰ」の単位を修得していること。また、「看護過程論」、「基礎看護技術Ⅲ」の単位を修得する見込みがあること。

(2) 「地域・在宅看護学実習Ⅰ」

「地域・在宅看護学概論Ⅰ」の単位を修得する見込みがあること。

(3) 「領域横断看護実習」

「看護過程展開方法」の単位を修得していること。

(4) 「統合実習」

「医療安全管理論」、「看護管理論」の単位を修得していること。

(5) 「公衆衛生看護学実習Ⅰ」

「疫学」、「保健情報論」、「公衆衛生看護学概論」の単位を全て修得し、保健師課程を選択の上、「公衆衛生看護学援助論Ⅰ」の単位を修得していること。

(6) 「公衆衛生看護学実習Ⅱ」

1～3年次に配当されている必修科目（保健師課程の必修科目含む）の単位を全て修得し、「看護管理論」、「地域・在宅看護学実習Ⅱ」、「公衆衛生看護学援助方法」の単位を修得していること。

(進級)

第14条 在学年次に配当されている全ての必修科目の単位を修得した場合に、在学年次の1年次上の学年に進級することができる。

(留年)

第15条 在学年次に配当されている全ての必修科目の単位を修得できなかった場合は、留年となる。

第3章 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科

(授業科目等)

第16条 リハビリテーション学科理学療法学専攻の学生は、第2条に規定する授業科目の単位を、必修科目125単位、教養科目の選択科目から2単位以上、専門科目の選択科目から2単位以上を修得しなければならない。

2 リハビリテーション学科作業療法学専攻の学生は、第2条に規定する授業科目の単位を、必修科目125単位、教養科目の選択科目から2単位以上、専門科目の選択科目から2単位以上を修得しなければならない。

(臨床実習の履修要件)

第17条 臨床実習の各科目を履修する学生は、原則として当該臨床実習科目より前に配当される必修科目の単位を、全て修得していなければならない。また、当該臨床実習科目と同時期に配当される必修科目の単位を、全て修得する見込みがなければならない。

(進級)

第18条 在学年次に配当されている全ての必修科目の単位を修得した場合に、在学年次の1年次上の学年に進級することができる。

V 諸規程

(留年)

第19条 在学年次に配当されている全ての必修科目の単位を修得できなかった場合は、留年となる。

第4章 改正

(改正)

第20条 この規程の改正は、教務委員会の議を経て、運営協議会の承認を得、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

履修規程別表第一
(看護学部看護学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態			
		必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
教養科目	言語・情報系	日本語表現法	1				○	
		英語 I	1			○		
		英語 II	1				○	
		英語 III		1			○	
		情報処理 I	1				○	
		情報処理 II	1				○	
		ICT 活用技術		1			○	
	人文科学系	哲学	1			○		
		生命倫理学	1			○		
		心理学	1			○		
		教育心理学		1		○		
		宗教と民族		1		○		
		人間関係論		1		○		
	社会科学系	法学入門	1			○		
		日本国憲法		2		○		
		経済と政策	1			○		
		教育学概論		1		○		
		社会学		1		○		
		社会保障論	1			○		
	自然科学系	物理学	1			○		
		生物学	1			○		
		自然環境と災害	1			○		
		統計学入門	1			○		
		健康スポーツ I		1		○		
		健康スポーツ II		1				○
	教養科目 計		15	11	0	-		
	専門基礎科目	人体の構造と機能	人体構造と機能 I	2			○	
人体構造と機能 II			2			○		
人体構造と機能 III			2			○		
生化学			1			○		
微生物学			1			○		
栄養学			1			○		
病理学			1			○		
疾病の成り立ちと回復の促進		病態治療学 I	2			○		
		病態治療学 II	2			○		
		病態治療学 III	2			○		
		病態治療学 IV	2			○		
		看護薬理学	2			○		
		公衆衛生学	1			○		
健康支援と社会保障制度		疫学		1		○		
		保健情報論		2		○		
		保健医療福祉行政論	2			○		
		チームアプローチ入門	1				○	
専門基礎科目 計		24	3	0	-			
専門科目	基礎看護学	看護学概論	2			○		
		看護倫理	1			○		
		看護過程論	2			○		
		基礎看護技術 I	1			○		
		基礎看護技術 II	2				○	
		基礎看護技術 III	1				○	
		基礎看護技術 IV	2				○	
	地域・在宅看護学	地域・在宅看護学概論 I	1			○		
		地域・在宅看護学概論 II	1			○		
		地域・在宅看護学援助論	2			○		
		地域・在宅看護学援助方法	1				○	
		地域包括ケア論	1			○		

V 諸規程

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態		
		必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
専門科目	成人看護学	成人看護学概論	1			○	
		成人看護学援助論	2			○	
		成人看護学援助方法	2				○
	老年看護学	老年看護学概論	1			○	
		老年看護学援助論	2			○	
		老年看護学援助方法	1				○
	小児看護学	小児看護学概論	1			○	
		小児看護学援助論	2			○	
		小児看護学援助方法	1				○
	母性看護学	母性看護学概論	1			○	
		母性看護学援助論	2			○	
		母性看護学援助方法	1				○
	精神看護学	精神看護学概論	1			○	
		精神看護学援助論	2			○	
		精神看護学援助方法	1				○
	看護の基盤と応用	看護過程展開方法	1				○
		家族支援論	1			○	
		救急救命学		2		○	
		クリティカルケア看護学		1		○	
		周術期看護論	2			○	
		リハビリテーション論		2		○	
	看護の統合と実践	緩和ケア論	1			○	
		医療安全管理論	1			○	
		災害看護論	2			○	
		看護管理論	1			○	
		国際看護論		1		○	
		スタートアップセミナー	1				○
		キャリアデザインセミナー	1			○	
		看護研究Ⅰ	1			○	
		看護研究Ⅱ	1				○
看護学総合講義	2			○			
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1				○	
	基礎看護学実習Ⅱ	2				○	
	地域・在宅看護学実習Ⅰ	1				○	
	地域・在宅看護学実習Ⅱ	1				○	
	領域横断看護実習	3				○	
	成人看護学実習	3				○	
	老年看護学実習	3				○	
	小児看護学実習	2				○	
	母性看護学実習	2				○	
	精神看護学実習	2				○	
統合実習	3				○		
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論		1		○		
	公衆衛生看護学援助論Ⅰ		2		○		
	公衆衛生看護学援助論Ⅱ		2		○		
	公衆衛生看護学援助方法		1			○	
	公衆衛生看護管理論		2		○		
	公衆衛生看護学実習Ⅰ		1			○	
公衆衛生看護学実習Ⅱ		3			○		
専門科目 計		76	18	0		—	
総計		115	32	0		—	

履修規程別表第一

(リハビリテーション学部リハビリテーション学科 理学療法専攻)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態			
		必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
教養科目	日本語表現法	1				○		
	英語 I	1			○			
	英語 II	1				○		
	英語 III		1			○		
	情報処理 I	1				○		
	情報処理 II	1				○		
	ICT 活用技術		1			○		
	人文科学系	哲学	1			○		
		生命倫理学	1			○		
		心理学	1			○		
		教育心理学	1			○		
		宗教と民族		1		○		
		人間関係論	1			○		
	社会科学系	法学入門	1			○		
		日本国憲法		1		○		
		経済と政策	1			○		
		教育学概論	2			○		
		社会学		1		○		
		社会保障論		1		○		
	自然科学系	物理学	1			○		
		生物学	1			○		
		自然環境と災害	1			○		
		統計学入門	1			○		
		健康スポーツ I		1		○		
		健康スポーツ II		1				○
	教養科目 計		18	8	0	-		
専門基礎科目	解剖学 I	2			○			
	解剖学 II	2			○			
	解剖学演習	1				○		
	解剖学実習	1					○	
	生理学 I	2			○			
	生理学 II	2			○			
	生理学実習	1					○	
	運動学総論	1			○			
	運動学演習 I	1				○		
	運動学演習 II	1				○		
	運動学実習	1					○	
	機能解剖学実習	1					○	
	臨床運動学	2			○			
	人間発達学	1			○			
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	薬理学	1			○		
		病理学	1			○		
		小児科学	1			○		
		老年学	1			○		
		内科学	2			○		
		神経学	2			○		
		整形外科	2			○		
		精神医学	2			○		
		臨床心理学	1			○		
		栄養学	1			○		
		救急救命学	1			○		
		公衆衛生学	1			○		
言語聴覚療法概論		1			○			
臨床検査・画像診断学		1			○			

V 諸規程

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態			
		必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専門基礎科目	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	2			○		
		チームアプローチ入門	1				○	
		保健医療福祉連携論	1				○	
	専門基礎科目 計		41	0	0	-		
専門科目	基礎理学療法学	理学療法学概論	2			○		
		トランスレーショナルセミナーⅠ	1				○	
		トランスレーショナルセミナーⅡ	1				○	
		トランスレーショナルセミナーⅢ	1				○	
		トランスレーショナルセミナーⅣ		1			○	
		理学療法研究法Ⅰ	1			○		
		理学療法研究法Ⅱ		2			○	
	理学療法管理学	理学療法管理学	2			○		
	理学療法評価学	理学療法評価学	1			○		
		基礎理学療法評価学実習	1					○
		運動器障害理学療法評価学実習	1					○
		神経障害理学療法評価学実習	1					○
		内部障害理学療法評価学演習	1				○	
		理学療法評価学総合実習	1					○
	理学療法治療学	運動器障害理学療法学	2			○		
		運動器障害理学療法演習	2				○	
		神経障害理学療法学	2			○		
		神経障害理学療法演習	2				○	
		高次脳機能障害学	1			○		
		内部障害理学療法学	2			○		
		内部障害理学療法演習	2				○	
		神経筋疾患理学療法学	2			○		
		小児理学療法学	1			○		
		物理療法学	2			○		
		物理療法演習	1				○	
		義肢装具学	2			○		
		義肢装具学演習	1				○	
		日常生活活動学	2			○		
		日常生活活動学実習	1					○
		予防理学療法学	2			○		
		スポーツ理学療法		2			○	
		疼痛理学療法		1			○	
	先端理学療法		1			○		
	臨床実習	臨床実習Ⅰ（体験実習）	1					○
		臨床実習Ⅱ（評価実習）	4					○
		臨床実習Ⅲ（総合実習）	7					○
		臨床実習Ⅳ（総合実習）	7					○
		地域リハビリテーション実習	1					○
	地域理学療法学	地域理学療法学	1			○		
		地域理学療法演習	1				○	
		生活環境論	1			○		
	特別演習	理学療法学総合演習Ⅰ	1				○	
		理学療法学総合演習Ⅱ	1				○	
	専門科目 計		66	7	0	-		
	総計		125	15	0	-		

履修規程別表第一

(リハビリテーション学部リハビリテーション学科 作業療法学専攻)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態			
		必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
教養科目	日本語表現法	1				○		
	英語 I	1			○			
	英語 II	1				○		
	英語 III		1			○		
	情報処理 I	1				○		
	情報処理 II	1				○		
	ICT 活用技術		1			○		
	人文科学系	哲学	1			○		
		生命倫理学	1			○		
		心理学	1			○		
		教育心理学	1			○		
		宗教と民族		1		○		
		人間関係論	1			○		
	社会科学系	法学入門	1			○		
		日本国憲法		1		○		
		経済と政策	1			○		
		教育学概論	2			○		
		社会学		1		○		
		社会保障論		1		○		
	自然科学系	物理学	1			○		
		生物学	1			○		
		自然環境と災害	1			○		
		統計学入門	1			○		
		健康スポーツ I		1		○		
		健康スポーツ II		1				○
	教養科目 計		18	8	0	-		
専門基礎科目	解剖学 I	2			○			
	解剖学 II	2			○			
	解剖学演習	1				○		
	解剖学実習	1					○	
	生理学 I	2			○			
	生理学 II	2			○			
	生理学実習	1					○	
	運動学総論	1			○			
	運動学演習 I	1				○		
	運動学演習 II	1				○		
	運動学実習	1					○	
	機能解剖学実習	1					○	
	臨床運動学	2			○			
	人間発達学	1			○			
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	薬理学	1			○		
		病理学	1			○		
		小児科学	1			○		
		老年学	1			○		
		内科学	2			○		
		神経学	2			○		
		整形外科学	2			○		
		精神医学	2			○		
		精神医学演習	1				○	
		臨床心理学	1			○		
		栄養学	1			○		
		救急救命学	1			○		
公衆衛生学		1			○			
言語聴覚療法概論		1			○			
臨床検査・画像診断学	1			○				

V 諸規程

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態			
		必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専門基礎科目	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	2			○		
		チームアプローチ入門	1				○	
		保健医療福祉連携論	1				○	
	専門基礎科目 計		42	0	0	-		
専門科目	基礎作業療法学	作業療法学概論	1			○		
		基礎作業学	1			○		
		基礎作業学演習Ⅰ	1				○	
		基礎作業学演習Ⅱ		1			○	
		トランスレーショナルセミナーⅠ	1				○	
		トランスレーショナルセミナーⅡ	1				○	
		トランスレーショナルセミナーⅢ	1				○	
		トランスレーショナルセミナーⅣ		1			○	
		作業療法研究法Ⅰ	1			○		
	作業療法研究法Ⅱ		2			○		
	作業療法管理学	作業療法管理学	2			○		
	作業療法評価学	作業療法評価学	1			○		
		身体障害作業療法評価学演習Ⅰ	1				○	
		身体障害作業療法評価学演習Ⅱ	1				○	
		精神障害作業療法評価学演習	1				○	
		高次脳機能障害作業療法評価学演習	1				○	
	作業療法治療学	作業療法理論	2			○		
		身体障害作業療法学Ⅰ	2			○		
		身体障害作業療法学Ⅱ	2			○		
		身体障害作業療法学演習	2				○	
		精神障害作業療法学	2			○		
		精神障害作業療法学演習	1				○	
		高齢期作業療法学	1			○		
		高齢期作業療法学演習	1				○	
		発達障害作業療法学	1			○		
		高次脳機能障害作業療法学	1			○		
		日常生活活動学	2			○		
		義肢装具学	2			○		
		福祉レクリエーション論		1		○		
	先端作業療法		1		○			
	臨床実習	臨床実習Ⅰ（体験実習）	2					○
		臨床実習Ⅱ（評価実習）	5					○
		臨床実習Ⅲ（地域実習）	1					○
		臨床実習Ⅳ（総合実習）	9					○
		臨床実習Ⅴ（総合実習）	9					○
	地域作業療法学	地域生活支援論	1			○		
地域作業療法学		1			○			
職業リハビリテーション論Ⅰ		1			○			
職業リハビリテーション論Ⅱ			1		○			
生活環境論		1			○			
福祉住環境論			1		○			
特別演習	作業療法学総合演習Ⅰ	1				○		
	作業療法学総合演習Ⅱ	1				○		
専門科目 計		65	8	0	-			
総計		125	16	0	-			

仙台青葉学院大学 大学以外の教育施設等における学修及び 入学前の既修得単位等認定に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学学則（以下「学則」という。）第29条第3項及び第30条第4項の規定に基づき、仙台青葉学院大学（以下「本学」という。）の学生の大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位等の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第2条 学生が本学在学中に短期大学、高等専門学校の特攻科又は大学以外の教育施設等で行った学修で、本学において本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることのできるものは、当分の間、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学、専門職大学、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修
- (2) 専門職短期大学における学修
- (3) 高等専門学校の課程における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- (4) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

(入学前の既修得単位等の認定)

第3条 学生が本学入学前に行った学修で、本学において本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることのできるものは、学則第30条第1項に定めるもののほか、前条各号に定めるとおりとする。

(認定の申請)

第4条 前2条の規定により単位の認定を受けようとする者は、学長あてに、単位認定願（別紙様式）に成績証明書、当該学修に係るシラバス等を添えて願い出るものとする。

(単位の認定)

第5条 学長は、前条の規定により単位認定願が提出された場合で、願出のあった単位について、教育上有益と認めるときは、教務委員会の審議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(認定の通知)

第6条 学長は、本学において修得した単位として認定した場合には、単位認定通知書を願い出た者に交付するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

V 諸規程

仙台青葉学院大学 科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学（以下「本学」という。）学則第32条第3項の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 科目等履修生として出願することのできる者は、学則第10条第1項各号の一に該当する者でなければならない。

(出願期間)

第3条 科目等履修生の出願期間は、学年又は学期の始まる1か月前までとする。

(出願書類)

第4条 科目等履修生として出願する者は、次に掲げる書類に、入学検定料10,000円を添えて学長に願出しなければならない。ただし、学長が認めた場合は、一部出願書類を免除することがある。

- (1) 本学所定の願書
- (2) 最終出身学校の卒業（修了）証明書
- (3) その他学長が必要と認める書類

(選考・許可)

第5条 科目等履修生の受入れについては、正規学生の授業に支障のない範囲で選考するものとし、当該学部の教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学長が許可する。

(履修期間)

第6条 履修期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

(納付金)

第7条 科目等履修生は、履修を許可された場合、入学金30,000円と授業料を納付期限内に納付しなければならない。ただし、前年度に引き続き履修生となるものに対しては、入学金を免除する。

- 2 前項の授業料については、仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学納付金等規程第9条第1項に基づく。
- 3 すでに納入されている入学検定料、入学金及び授業料は、返還しない。

(履修の手続き)

第8条 履修に関することは、本学履修規程に定めるところによる。

(単位の認定)

第9条 科目等履修生が授業科目を履修し、所定の試験に合格した場合は、単位の認定を行うことができる。

(証明書)

第10条 履修を許可され、所定の手続きを完了した者に対して、科目等履修生証を交付する。

2 科目等履修生として修得した単位については、本人の請求により、成績証明書を交付する。

(許可の取消)

第11条 学長は、科目等履修生が本学の秩序を乱すと認めるとき、授業料等を納めないとき又は病気その他の理由により履修を継続できないと認めるときは、教授会の議を経て履修の許可を取り消す。

(補則)

第12条 科目等履修生に関しては、本規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程を準用する。

2 その他科目等履修生に関して必要な事項は、教授会で定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て、運営協議会の承認を得、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

仙台青葉学院大学 学都仙台単位互換ネットワークに関する取扱規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学（以下「本学」という。）学則第34条の規定により、学都仙台コンソーシアムによる単位互換ネットワークを円滑に機能させるため、本学において必要な事項を定めるものとする。

第2章 受入

(履修期間)

第2条 履修期間は1年以内とし、単位互換学生が履修する授業科目の開講学期の間とする。

(単位互換科目の指定)

第3条 単位互換科目として提供する授業科目は、本学が指定した科目とし、本学と学都仙台単位互換ネットワークにおいて公表する。

(受入学生数)

第4条 本学において開講する単位互換科目に受入れる学生数は若干名とし、当該授業科目の担当教員の判断に委ねる。

(履修手続き及び成績評価)

第5条 本学において開講する単位互換科目の履修手続き及び成績評価に関しては、本学の諸規程に基づき実施する。

第3章 派遣

(単位互換学生の範囲)

第6条 本学から派遣する単位互換学生は、本学に在籍する正規学生とする。

(履修開始年次)

第7条 単位互換学生として履修を開始できる年次は、前期開講科目にあっては2年次以上、後期開講科目にあっては1年次以上とする。

(修得できる単位数)

第8条 本学から派遣する単位互換学生が履修登録して修得できる単位互換科目の単位数は、年度毎に8単

位以内、当該学生の在学期間を通じて24単位以内とする。

(成績の評価)

第9条 本学から派遣した単位互換学生が他大学等において履修した授業科目の成績評価は、教務委員会の議を経て、「認定」とする。

(単位の取扱い)

第10条 本学から派遣した単位互換学生が他大学等において修得した単位の取扱いは、各学科において定める。

第4章 放送大学との単位互換

(受入)

第11条 本学が放送大学より受入れる単位互換学生は、全科履修生に限るものとし、その授業料については、本学が別に定めるところにより徴収する。

(派遣)

第12条 本学から放送大学に派遣する単位互換学生の授業料については、放送大学の定めるところによる。

第5章 雑則

(業務の所管)

第13条 学都仙台単位互換ネットワークに係る業務の所管は、本学事務局とする。

(改正)

第14条 この規程の改正は、教務委員会の議を経て、運営協議会の承認を得て学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年9月25日から施行する。

V 諸規程

仙台青葉学院大学 外国人留学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学学則（以下「学則」という。）第35条に定める外国人留学生（以下「留学生」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 留学生とは、外国の国籍を有する者で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、仙台青葉学院大学（以下「本学」という。）に入学を許可されたものとする。

(入学資格)

第3条 留学生として本学に入学することのできる者は、学則第10条第1項各号の一に該当する者でなければならない。

(入学時期)

第4条 留学生の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学願書及び入学選考)

第5条 留学生として本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の者に係る入学選考は、原則として、他の入学志願者と同じ方法で行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条第2項の規定による選考の結果、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(納付金等)

第7条 この規程において「納付金」とは、入学金及び授業料をいい、特段の定めがない限り、学則第39条第1項に定める金額とする。

2 留学生は、指定の期日までに前項の納付金のほか、課外活動費及び学生保険料を納入しなければならない。

(準用)

第8条 この規程に定めるもののほか、留学生に関し必要な事項は、学則その他の学生に関する諸規程を準用する。

(庶務)

第9条 この規程に関する庶務は、運営管理センターが行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

V 諸規程

仙台青葉学院大学 公認欠席規程

(目的)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の公認欠席（以下「公欠」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「公欠」とは、次条の各号のいずれかに該当する事由によって、授業を欠席しても欠席とみなさないことをいう。

(公欠事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、学長に願い出て許可を得ることにより、公欠とすることができる。

- (1) 学生団体（課外活動）が加盟している連盟などが主催する公式行事に参加するとき
- (2) 配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母、曾祖父母、おじ、おばが死亡したとき
- (3) 就職活動を行うとき
- (4) 学校保健安全法に定められた感染症（別表第一）の治療を受けるとき
- (5) 罹災したとき
- (6) 公共交通機関が遅れたとき
- (7) その他、学長が特に必要と認めるとき

(期間)

第4条 公欠を許可する期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の場合

開催日

- (2) 前条第2号の場合

ア. 配偶者、子、父母の死亡	7日
イ. 祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の死亡	3日
ウ. 曾祖父母、おじ、おばの死亡	1日

- (3) 前条第3号の場合

必要とする日、又は期間

- (4) 前条第4号の場合

医師の診断書、又は本学所定証明書（学校感染症罹患証明書）による期間

- (5) 前条第5号の場合

学長が認めた期間

- (6) 前条第6号の場合

当該授業時間帯

- (7) 前条第7号の場合

その都度決定

- 2 前項第1号から第3号及び第7号の場合で、遠隔地に赴く必要があるときは、規定の日数に実際に要する往復の日数（2日以内）を加算することができる。ただし、事前の願い出が認められた場合に限る。
- 3 第1項第2号の場合は、死去日以降、公欠期間の総日数を超えない範囲で認めるものとする。

（願い出）

第5条 公欠の取扱いを受けようとする者は、事前に「公欠願」を事務局に提出しなければならない。なお、事後の場合は、出校後直ちに提出しなければならない。

（信憑書類）

第6条 前条に規定する「公欠願」には、その理由を証明する次の信憑書類を添付しなければならない。

- (1) 第3条第1号の場合
開催案内
- (2) 第3条第2号の場合
会葬礼状など、事実を証明するもの
- (3) 第3条第3号の場合
本学所定用紙による就職活動先企業等の証明（本学所定の「活動報告書」）
- (4) 第3条第4号の場合
医師の診断書、又は本学所定証明書（学校感染症罹患証明書）
- (5) 第3条第5号の場合
公的機関が発行した罹災（被災）証明書
- (6) 第3条第6号の場合
当該交通機関が発行した遅延証明書など
- (7) 第3条第7号の場合
学長が必要と認める書類

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て、運営協議会の承認を得て学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

V 諸規程

別表第一 学校感染症による出席停止

第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう） 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症※1	
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	

第 三 種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	バラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症※2	

※1 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、学校保健安全法施行規則第18条第2項の規定により第一種の感染症とみなされる。

※2 その他の感染症とは
医師の意見によって出席停止の措置が必要と考えられる下記の感染症をいう。

- ・ 溶連菌感染症
- ・ ウイルス性肝炎（A型）
- ・ 伝染性紅斑
- ・ 手足口病
- ・ ヘルパンギーナ
- ・ マイコプラズマ感染症
- ・ 感染性胃腸炎
- など

仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 納付金等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学学則（以下「大学学則」という。）第39条第3項及び仙台青葉学院短期大学学則（以下「短期大学学則」という。）第38条第3項の規定に基づき、納付金等に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「納付金等」とは、入学金、授業料、課外活動費及び学生保険料のことをいう。入学金及び授業料は、特段の定めがない限り、大学学則第39条第1項及び短期大学学則第38条第1項に定める金額とする。課外活動費及び学生保険料は、各年度の入学試験要項に記載する金額とする。

(納付方法)

第3条 授業料、課外活動費及び学生保険料の納付は、原則として郵便自動払込とする。

2 入学金は指定期日までに納付しなければならない。納付しない場合は入学する権利を失うものとする。

3 授業料は、前期及び後期の2期に分けて納付するものとし、それぞれの期における額は年額の2分の1とする。その納付期限日は次のとおりとする。

前期 前年度の3月27日（入学生は4月27日）

後期 9月27日

ア ただし、納付期限日が金融機関営業休業日の場合には、翌金融機関営業日とする。

イ 納付期限日までに授業料、課外活動費及び学生保険料を納付できない場合には、延納を許可することがある。

ただし、延納の願い出は、納付期限日までに行うものとする。

4 課外活動費及び学生保険料は、前期授業料の納付時に納付するものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、入学手続き時に納付金等分納制度の手続きを行った者については、別途指定する方法にて納付するものとする。

6 納付金等分納制度を利用する者及び第3項イにより納付期限の延長を認められた者については、別途定める手数料を納付しなければならない。

(滞納)

第4条 授業料、課外活動費及び学生保険料を指定期日までに納付しない者に対しては、進級、卒業、休学及び学生の願い出による退学を認めない。

2 授業料、課外活動費及び学生保険料を指定期日までに納付しない者に対して、督促状を最大2回送付する。督促の時期は、指定期日から2カ月目及び3カ月目とする。それでもなお納付しない場合には、大学学則第18条第1項第3号及び短期大学学則第18条第1項第3号の規定により、教授会及び運営協議会の議を経て学長が除籍するものとする。

3 督促状により授業料、課外活動費及び学生保険料を納付しようとする者は、延滞手数料を納付しなければならない。

4 延滞手数料は、次のとおりとする。

督促第1回目 4,000円

督促第2回目 8,000円

(休学時の取扱い)

第5条 休学願が提出され、以下に定める申請期限までに当該学部、学科の教授会の議を経て学長が休学を認める場合は、休学期の授業料の減免措置を受けることができる。

前期 5月末日

後期 10月末日

- 2 前項に規定する減免措置として、休学期の授業料を全額免除する。ただし、在籍料として学期毎に120,000円を予め納めるものとする。
- 3 前2項の減免措置を受けた場合、休学期の単位は認定しない。
- 4 第1項に定める申請期限後の休学の場合は、授業料の減免措置は適用しない。ただし、当該期の休学前に取得済みの単位を認定することができる。
- 5 学期途中で復学をした場合、当該学期の減免措置は受けられない。

(留年時の取扱い)

第6条 留年時の減免措置として、半期毎に、授業料半期額の3分の1（千円未満切上げ）と、標準修業年限の授業料総額の3分の2に当該学期の履修登録単位数を卒業要件単位数で除した数を乗じた額（千円未満切上げ）を合計した額を納付するものとする。

- 2 前項の規定する減免措置は、前年度同学期に休学による減免措置を受けた場合には適用しない。

(退学時の取扱い)

第7条 退学時においては、未経過学期の授業料及び課外活動費は全額返金する。

- 2 学期途中の退学については、当該学期分の授業料、課外活動費及び学生保険料は全額納付しなければならない。

(除籍時の取扱い)

第7条の2 学期途中の除籍については、当該学期分の授業料、課外活動費及び学生保険料は全額納付しなければならない。

(長期履修学生の取扱い)

第8条 大学学則第31条及び短期大学学則第31条に定める長期履修学生の授業料年額は、標準修業年限に相当する授業料総額にその10分の2を乗じた額を加えた額を長期履修期間の年数で除した額（千円未満切上げ）とする。

- 2 前項の授業料の納付方法については、第3条の規定を適用する。ただし、同条第5項及び第6項中納付金等分納制度に係る規定は適用しない。

(科目等履修生の取扱い)

第9条 大学学則第32条及び短期大学学則第32条に定める科目等履修生の1単位当たりの授業料は、以下のとおりとする。

V 諸規程

大学	短期大学	1単位当たりの授業料
教養科目	教養教育分野	20,000円
専門基礎科目・専門科目	専門教育分野	30,000円

2 前項の授業料の納付方法等については、別に定める。

(聴講生の取扱い)

第9条の2 大学学則第33条及び短期大学学則第32条の2に定める聴講生の授業料は、1単位当たり10,000円とする。

2 前項の授業料の納付方法等については、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長の承認を得て、法人本部にて行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、納付金等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. この規程は平成24年4月1日から施行する。これに伴い、授業料に関する規則及び授業料等の納付方法及び免除に関する規定は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、改正後の第3条第3項の規定は、平成31年度入学者から適用し、在学生については、なお従前のおりとする。
- 2 施行日の前日までに休学した者で、同日までに復学し、又は施行日以後復学したものについては、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年度前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

仙台青葉学院大学 再入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学学則（以下「学則」という。）第14条に規定する再入学について、必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 再入学を出願できる者は、学則第17条により退学した者で、次の各号のいずれをも満たすものとする。

- (1) 退学日までの在学期間が、6箇月以上であること。
- (2) 退学日から再入学日までの期間が6箇月以上5年以下であること。
- (3) 懲戒処分により退学した者でないこと。
- (4) 過去に再入学をした者でないこと。

(出願できる学部・学科・専攻)

第3条 再入学を出願できる学部・学科・専攻は、原則として、在学時に所属していた学部・学科・専攻とする。

(出願手続、期間)

第4条 再入学を出願する者は、再入学願に所定の再入学検定料（15,000円）を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(再入学の決定)

第5条 再入学願を提出した者については、当該学部の教授会において、公正で妥当な方法により再入学の審査を行う。

2 再入学の決定及び再入学する者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数は、当該学部の教授会及び運営協議会の議を経て学長が決定する。

(再入学手続)

第6条 前条第2項の規定により、再入学が決定された者は、指定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の再入学料（100,000円）を納付しなければならない。

2 学長は、前項の再入学手続を完了した者に、再入学を許可する。

(再入学の時期)

第7条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(在学期間)

第8条 再入学者の在学期間は、退学又は除籍以前の在学期間と通算して、修業年限の2倍に相当する年数を超えないものとする。

(納付金等)

第9条 この規程において「納付金」とは、入学金及び授業料をいい、特段の定めがない限り、学則第39条第1項に定める金額とする。

2 再入学者の納付金は、再入学する年次の納付金と同額とする。

3 再入学者は、指定の期日までに前2項の納付金のほか、課外活動費及び学生保険料を納入しなければならない。

(庶務)

第10条 この規程に関する庶務は、事務局運営管理センターが行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

V 諸規程

仙台青葉学院大学 除籍及び復籍規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学学則（以下「学則」という。）第18条第2項の規定に基づき、学生の除籍及び復籍について、必要な事項を定めるものとする。

(除籍日)

第2条 除籍日は、学則第18条第1項の各号に掲げる事由の区分に応じ、次のとおり定めるものとする。

事由	除籍日
第1号 第6条に定める在学期間を超えた者	在学期間の満了日
第2号 第15条に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者	休学期間の満了日
第3号 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者	仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学納付金等規程に基づき学長が定める日
第4号 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者	学長が定める日

(除籍予告通知)

第3条 学部長は、学生が前条の表事由の欄の第1号から第3号までのいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該学生に対し適正な指導を行った上で、学長に対し報告しなければならない。学長は、概ね1箇月前までに、学生及び学生の保証人（父母等）に対し、除籍の手続を行う旨の予告通知をするものとする。

2 学長は、学生が前条の表事由の欄の第4号に該当する場合は、速やかに除籍の手続を行うものとする。

3 第1項の通知は、学則第18条第1項各号に掲げる事由の区分に応じ、次の各号に定める様式に基づき行うものとする。

- (1) 学則第18条第1項第1号、第2号、第4号 様式第1号
- (2) 学則第18条第1項第3号 様式第2号

(除籍の決定)

第4条 学部長は、前条第1項の予告通知が発せられた場合は、当該学生の除籍について教授会及び運営協議会に諮るものとする。

2 学長は、教授会及び運営協議会の審議を参考として除籍について決定し、学生及び学生の保証人（父母等）に対し、除籍の通知をするものとする。

3 前項の通知は、様式第3号に基づき行うものとする。

4 学則第18条第1項第3号により除籍された者の各種証明書は、所定の授業料を納めた後に発行する。

(復籍の決定及び取扱い)

第5条 学部長は、第2条の表事由の欄の第3号又は第4号の事由により除籍が決定した者の除籍事由が消滅し、除籍の日の翌日から起算して3年以内に本人（第4号の事由による場合は、父母等代理人を含む。）

が保証人（父母等）とともに復籍を願い出た場合は、当該者の復籍について教授会及び運営協議会に諮るものとする。

- 2 学長は、教授会及び運営協議会の審議を参考として復籍について決定し、当該者及びその保証人（父母等）に対し、様式第4号に基づき復籍の通知をするものとする。
- 3 前項の規定による復籍の時期は、学期の始めとする。
- 4 復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。
- 5 復籍の決定を受けた学生が就学を希望しない場合は、学則第17条に定める退学の許可を得なければならない。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 障がいのある学生に対する修学支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律65号）その他の法令の定めに基づき、仙台青葉学院大学及び仙台青葉学院短期大学（以下「本学」と総称する。）における障がいのある学生が、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「障がいのある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めたものをいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対する支援ポリシーを作成し、障がいのある学生が修学における不利益を受けまいよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

(学部長、学科長の責務)

第4条 学部長及び学科長は、学長の命を受け、当該学部及び学科の障がいのある学生が修学における不利益を受けまいよう、具体的支援方策等を講ずる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、障がいのある学生が修学における不利益を受けまいよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

第6条 障がいのある学生のための修学等支援方策に係る実施計画（以下「実施計画」という。）は、教務委員会において審議し、策定する。

2 実施計画は、当該学生に対し十分な説明の機会を設け、その合意を得て策定するものとする。

3 教務委員会及び障がいのある学生が志望した学部、学科又は所属する学部、学科並びに学生総合支援センターなど事務局の関係部門は、相互に連携し、実施計画に従って障がいのある学生のための修学等の支援が円滑に行われるよう努めるものとする。

(不服申立て)

第7条 障がいのある学生は、次のいずれかに該当する場合は、ハラスメント等人権侵害対策ガイドラインに基づき、ハラスメント等人権侵害専門相談員を通じて不服申立てをすることができる。この場合において、

障がいのある学生から相談を受けた教職員は、当該学生の同意を得た上で専門相談員に取り次ぐものとする。

- (1) 教職員等から不当な差別的扱いを受けていると考えた場合
- (2) 合理的配慮を含む支援内容等に不服がある場合

(予算上の措置等)

第8条 学長は、この規程の目的を達成し、支援を遂行するため、必要な予算措置等を講じるよう努めなければならない。

(事務)

第9条 障がいのある学生に対する支援に関する事務は、事務局において処理する。

(秘密保持義務)

第10条 障がいのある学生の支援に従事する者又は当該業務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及びその支援に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。他部署との情報共有が必要になった場合は、事前に当該学生の了承を得るものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長及び学長の承認を得て関係部門長が別に定めることができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

仙台青葉学院大学 学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学学則第42条第2項の規定に基づき、学生の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生又は団体について行う。

- (1) 学業又は研究活動において、特に顕著な成績・業績をあげた者
- (2) 課外活動において、特に顕著な成果をあげた者
- (3) ボランティア活動等の社会活動において、特に顕著な功績をあげた者
- (4) その他前各号と同等以上の功績等により、表彰に値すると認められる者

(推薦)

第3条 学部長等は、前条各号のいずれかに該当すると認める者を、別に定める様式により学長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第4条 学長は、前条の規定による推薦に基づき被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行うものとする。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の公表)

第6条 前条の規定により表彰される者については、学内掲示等により公表するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、その都度定める日に行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

仙台青葉学院大学 学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学学則（以下「学則」という。）第43条第3項の規定に基づき、学生の懲戒について、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の内容)

第2条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 出校を禁止すること。期間は6月以下の有期又は無期とする。
- (3) 退学 退学させること。

(状況報告)

第3条 教職員は、学生に学則第43条第1項に該当する行為（以下「懲戒対象行為」という。）があったときは、速やかに当該学生が所属する学部長に報告するものとする。

2 報告を受けた学部長は、直ちに学長に報告するものとする。

(自宅待機の措置)

第4条 前条の報告を受けた学部長は、必要に応じ当該学生に自宅待機の措置を講ずることができる。

2 教育的観点から特に必要があると認められるときは、自宅待機期間の全部又は一部を停学期間に算入することができる。

(事実関係の調査)

第5条 学部長は、懲戒対象行為に係る事実関係及び懲戒処分の必要性等について調査を行うものとする。

2 試験における不正行為については、前項の規定に関わらず、教務委員会及び事務局において調査を行い、その結果を学部長に報告するものとする。

(審議)

第6条 学部長は、前条の調査が完了したときは、速やかに教授会及び運営協議会に諮り、その結果を学長に報告するものとする。

(処分の決定)

第7条 学長は、前条の報告を受けた場合は、懲戒の是非を検討し、懲戒処分を決定したときは、懲戒処分通知書により当該学生及び学生の保証人（父母等）に通知するものとする。

2 懲戒処分については、処分内容（学生の氏名を除く。）を学内に公示するものとする。

(停学中の指導)

第8条 停学中の学生に対し、定期的に面接等により教育上の指導を行うものとする。

2 停学中の学生は、常に居所及び連絡先を明らかにするものとする。

V 諸規程

3 停学中の履修登録については、これを認めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学学則第44条第2項及び仙台青葉学院短期大学学則第43条第2項の規定に基づき、仙台青葉学院大学及び仙台青葉学院短期大学（以下「本学」と総称する。）に設置する図書館の利用並びに所蔵する図書その他の関係資料（以下「図書等」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学学生
- (2) 本学教職員
- (3) その他図書館長が許可した者（以下「学外者」という。）

2 前項第1号及び第2号の利用者には、学校法人北杜学園が設置する専門学校の学生及び教職員（法人本部を含む。）を含む。

(開館時間)

第3条 各キャンパスの開館時間は、別に定める。

(開・休館日)

第4条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び祝日
- (2) 図書等の整理日
- (3) 本学の指定する休業日

2 前項の規定に関わらず、図書館長が必要と認めるときは、臨時に開館日及び休館日を定めることができる。

(利用証等の携帯)

第5条 利用者は、図書館の利用に際しては、次条に定める図書館利用証又は利用者であることを確認できる学生証、教職員証その他の証明書（以下「利用証等」という。）を携帯しなければならない。

2 利用者は、図書館の職員（以下「館員」という。）から利用証等の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(図書館利用証の発行)

第6条 図書館は、利用者から申請があった場合は、所定の手続きにより、図書館利用証を発行する。

2 利用者は、図書館利用証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 利用者は、図書館利用証を紛失し、又は破損したときは、速やかに届け出なければならない。

4 利用証の紛失の届出を怠ったことにより事故が生じたときは、当該図書館利用証の名義人がその責任を負うものとする。

V 諸規程

(館内閲覧)

第7条 利用者は、図書等を図書館内の所定の閲覧席において閲覧するものとする。ただし、閲覧に機器・設備が必要となる図書等は、所定の機器・設備を利用して閲覧するものとする。

(館外貸出)

第8条 利用者が、館外貸出を受けようとするときは、貸出を希望する図書等に、利用証等を添えて、館員に申し出なければならない。

2 館外貸出の冊数及び期間は、次のとおりとする。ただし、図書館長は、期間内であっても必要に応じてこれを返却させることができる。

- | | | |
|---------|-----|------|
| (1) 学生 | 5冊 | 14日間 |
| (2) 教職員 | 10冊 | 30日間 |
| (3) 学外者 | 2冊 | 10日間 |

3 他キャンパス図書館所蔵の図書等は、所定の手続きにより、館外貸出を受けることができる。

4 利用希望の図書等が貸出中のときは、所定の手続きにより、予約することができる。

5 第2項の規定に関わらず、図書館長が必要と認めるときは、貸出冊数及び期間について、特別に定めることができる。

(貸出禁止の図書等)

第9条 次に掲げる図書等は、館外貸出を行わない。

- (1) 貴重図書
- (2) 一部の視聴覚資料
- (3) その他図書館長が特に指定した図書等

2 前項の規定に関わらず、図書館長が貸出を許可した場合は、当該図書等の貸出を受けることができる。

(返却)

第10条 利用者は、館外貸出を受けた図書等を貸出期間内に返却しなければならない。

2 利用者は、次に掲げる場合には、貸出を受けた図書等を直ちに返却しなければならない。

- (1) 利用者の資格を失ったとき。
- (2) 特別な事由により、期日までに返却できないことが明らかとなるとき。
- (3) 図書館長が特に必要と認めるとき。

3 貸出期間を経過し、かつ、督促をしても返却しない利用者には、図書館の利用及び貸出を許可しないものとする。

(貸出図書等の転貸の禁止)

第11条 貸出しを受けた利用者は、当該図書等を他人に転貸してはならない。

(貴重図書の閲覧)

第12条 貴重図書は、所定の手続きにより、館内の指定された場所で、これを閲覧することができる。

(複写)

第13条 利用者は、教育、研究及び学修上の必要があるときは、著作権法に定められた範囲で、図書等の複

写を図書館に申し込むことができる。ただし、図書館長が不相当と認めた図書等は複写することができない。
2 複写に関し必要な事項は、別に定める。

(相互利用)

第14条 図書館は、利用者が他の図書館等の所蔵する図書等の利用（以下「相互利用」という。）を希望するときは、その図書等の利用又は複写の依頼を行う。
2 相互利用に係る費用については、利用者が負担する。
3 利用者は、他の図書館等を利用する場合、当該図書館等が定める事項を順守しなければならない。
4 図書館は、他大学等から図書等の利用の申し出があったときは、本学の教育・研究活動に支障のない範囲において、これに応じることができる。

(弁償責任)

第15条 利用者は、図書等を紛失、破損若しくは汚損した場合又は施設、機器及び設備に損害を与えた場合には、その損害を弁償しなければならない。
2 前項の場合において生じた損害については、利用者が現物又は損害に相当する金額をもって弁償しなければならない。
3 利用者は、図書等若しくは施設、機器及び設備の破損又は汚損を発見したときは、直ちに館員に届出なければならない。

(遵守事項)

第16条 利用者は、図書館利用に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。
(1) 静粛にすること。
(2) 他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと。
(3) 館員の指示に従うこと。

(利用の停止又は禁止)

第17条 図書館長は、この規程を順守しない者に対して、図書館の利用の一部を一定期間停止し、又は入館を禁止するなどの処置を講じることができる。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、図書館長が定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、図書委員会の議を経て、運営協議会の承認を得、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。これに伴い、図書館管理規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

V 諸規程

附 則

この規程は、平成28年12月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。